

# 「パートナーシップ構築宣言」について



2020年7月22日  
日本商工会議所

# 【全体概要】大企業と中小企業による「新たな共存共栄関係」の構築



三村会頭

サプライチェーン全体の中で、中小企業の生産性向上を後押しし、わが国の経済全体の付加価値を高める「共存共栄関係」の構築が必要

梶山大臣と西村大臣を中心に、大企業と中小企業の共存共栄に向けた取組みをしっかりと進めていただきたい



安倍総理



梶山経産大臣



西村経財担当大臣

**価値創造企業に関する賢人会議** 2019.12~2020.2  
(中小企業庁／座長:三村会頭／大企業+中小企業)



**未来を拓くパートナーシップ構築推進会議** 2020.5~  
(内閣府・中企庁・厚労省・農水省・国交省・日商・経団連・連合)

## 企業経営者による『パートナーシップ構築宣言』の策定・登録・公表

- 取引先との共存共栄の取組や取引条件の「しわ寄せ」防止を企業の代表者名で宣言し、ポータルサイト上に公表
  - ＜宣言項目＞ ● サプライチェーン全体の共存共栄 ● 規模・系列等を越えた新たな連携
  - 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行(振興基準)の遵守 ● その他独自の取組
- 宣言企業は名刺や自社ホームページに「ロゴマーク」を掲載してPRに活用。国の一部の補助金の優先採択も可能に

**全国津々浦々、多くの大企業や中堅・中小企業が宣言することで「新しい石垣」を形づくる機運を醸成**

### 新たな価値創造

- 系列・業種・規模・地域を超えた「オープンイノベーション」の推進
- サプライチェーンの頂点企業を軸に、Tier 1 のみならずTier 2 以下を含むサプライチェーン全体の競争力向上を自らの課題と考え、中小企業のデジタル化等を支援

### 適正な取引価格の実現

- 過去のリーマンショックや超円高、今般の新型コロナ禍など危機発生時における取引条件の「しわ寄せ」防止
- 「発注者と受注者の間」や、「大企業の経営層と購買部門の間」にある取引価格の実態に関する認識ギャップの解消

～ わが国の「国際競争力」強化／新型コロナウイルス克服後の未来を切り拓く ～

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援 等）
- c. 専門人材マッチング

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。〔下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。〕※〔カッコ〕内は必要に応じて追記可能

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

### ③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

### ④ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フィフティ・フィフティ）」とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

○年○月○日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

# 「パートナーシップ構築宣言」の概要

## (1) プレスリリース (2020年6月10日)

## (2) PRチラシ

News Release



### 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表を働きかけます

2020年5月18日に開催した「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入し、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築することで合意しました。多くの企業経営者の方々に「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表して頂けるよう、関係府省が一体となって働きかけを進めます。

#### 1. 趣旨

中小企業庁では、大企業と中小企業との共存共栄を図るため、「価値創造企業に関する賢人会議」(座長:三村日本商工会議所会頭)を設置し、本年2月に、個社による「自主行動宣言」による取組の見える化などを内容とする「中間報告」をとりまとめました。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、中小企業・小規模事業者等に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないよう、取引適正化等を促進する体制の整備を進めることとしています。

これらを受け、経済界・労働界の代表及び関係閣僚をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を設置しました。

本年5月18日に開催した第1回会議において、  
①新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて、中小企業・小規模事業者への「取引条件のしわ寄せ」を防止するとともに、引き続き下請取引の適正化を進める

②サプライチェーン全体での付加価値向上の取組や、規模・系列等を越えたオープンイノベーションなどの新たな連携を促進することについて議論を行いました。その上で、個別の企業が上記①②に取り組むことを自主的に宣言する「パートナーシップ構築宣言」の枠組みと、宣言状況を一覧できる仕組みを導入することを確認しました。

本年度下期の取引条件が固まる8月に向け、多くの企業が「パートナーシップ構築宣言」を公表して頂けるよう、各業界の協力を得て、取組を広げて参ります。

#### 2. 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表

個々の企業は、作成した宣言を(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトにWEB上で提出し、提出された宣言は、同サイト上に掲載されます。(提出先 URL: <https://www.biz-partnership.jp>)

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

### 「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか

#### ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行(振興基準※)の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

#### ②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト(2020年6月10日公開)(URL: <https://www.biz-partnership.jp>)に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

#### ③「宣言」企業は、「ロゴマーク」を使うことができます。一部の補助金の優先採択を検討しています。

経済産業省の一部の補助金について、優先採択を検討しています。



当協会と都道府県協会の連携により  
中小企業を支援します。  
公益財団法人  
全国中小企業振興機関協会



### (3) 内閣府・中小企業庁からの要請文

#### 各業界団体の皆様

#### 「パートナーシップ構築宣言」へのご協力をお願い

令和2年6月  
内閣府・中小企業庁

平素より、政府の経済政策・中小企業政策にご協力頂き、ありがとうございます。中小企業庁では、大企業と中小企業との共存共栄を図るため、「価値創造企業に関する賢人会議」（座長：三村日本商工会議所会頭）を設置し、本年2月に「中間報告」をとりまとめました。「中間報告」では、個社による「自主行動宣言」による取組の見える化や、下請中小企業振興法の「振興基準」による指導・助言の徹底などの方向性を示したところです。

また、先般閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、中小企業・小規模事業者を経営環境悪化のしわ寄せが及ばないよう、取引適正化等を促進する体制の整備を進めることとしています。

これらを受け、本年5月に、経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政担当）、経済産業大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を立ち上げました。

本会議では、

①新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて、中小企業・小規模事業者への「取引条件のしわ寄せ」を防止するとともに、引き続き下請取引の適正化を進める

②サプライチェーン全体での付加価値向上の取組や、規模・系列等を越えたオープンイノベーションなどの新たな連携を促進する

ことについて議論を行いました。その上で、各企業が上記①②に取り組むことを自主的に宣言する「パートナーシップ構築宣言」の枠組みと、宣言状況を一覧できる仕組みを導入することで、取組の実効性を高めていくことを確認しました。

※各社は、作成した宣言を（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトにWEB上で提出（サイトは6月10日に開設）していただき、同サイト上に掲載する予定です。

本年度下期の取引条件が固まる8月に向け、多くの企業が「パートナーシップ構築宣言」を公表して頂けるよう、各業界の皆様のお力を借り、取組を広げたいと考えております。是非とも、会員企業への周知・広報をお願い申し上げます。

なお、「宣言」についての説明会をご希望の場合は、中小企業庁までご連絡をお願いいたします。（中小企業庁企画課03-3501-1765）

### (4) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

■ 商工会議所 役員・議員・会員の皆様の「宣言」作成・公表をお願いします

#### 「パートナーシップ構築宣言」の提出・掲載ページ

<https://www.biz-partnership.jp>

（公益財団法人全国中小企業振興機関協会の運営サイト）



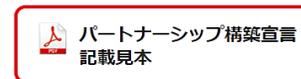
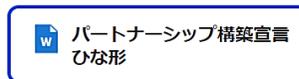
#### 「パートナーシップ構築宣言」について

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

#### ■ 参加手順

##### STEP1：準備

「パートナーシップ構築宣言 ひな形」をダウンロードし、記載見本・記載要領を参考に「パートナーシップ構築宣言」を作成の上、PDFに変換してください。



##### STEP2：登録

登録ページから「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。

#### 「パートナーシップ構築宣言」の登録

##### STEP3：「パートナーシップ構築宣言」の公開

登録いただいた「パートナーシップ構築宣言」は、本ポータルサイトにて6月末以降公開を予定しております。

#### ■ 問合せ先

##### ○ 「宣言」の内容について

内閣府政策統括官付参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540  
中小企業庁企画課 03-3501-1765

##### ○ 「宣言」の提出・掲載について

（公財）全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688

### (5) 日本商工会議所 本件問合せ先

日本商工会議所 中小企業振興部（市川、加藤）  
☎ 03-3283-7085 E-mail [chusho@jcci.or.jp](mailto:chusho@jcci.or.jp)

# 參考資料

# 「パートナーシップ構築宣言」までの流れ

<p><b>①未来投資会議</b> (2019.6)</p>	<p><b>【三村会頭】</b>サプライチェーン全体の中で、大企業と中小企業が様々なコストアップを公正に負担し合い、大企業が中小企業のデジタル技術実装等に協力することで<u>中小企業の生産性向上を後押しし、経済全体の付加価値を高める共存共栄関係の構築が必要</u></p>
<p><b>②未来投資会議</b> (2019.10)</p>	<p><b>【安倍首相】</b>中小企業については、大企業との取引構造の更なる分析を深めて、<u>共に成長できる取引ルールのあり方を示していきたい</u></p> <p><b>【梶山経産大臣】</b>三村会頭とも相談しながら、中小企業の取引構造の改善を進めたい</p>
<p><b>③価値創造企業に関する賢人会議</b> (2019.12   2020.1   2020.2) 座長:三村会頭／大企業側:5名、中小企業側4名、金融機関:1名 で構成</p>	<p><b>【三村会頭】</b>大企業と中小企業が支え合う姿は、大中小の石が固く組み合わせり風雪に耐える「石垣」に似ている。<u>この石垣も修復・再構築すべき時期が来た。例えば、大企業はTier 2 以下も含め「付加価値に基づく適正な取引価格」を尊重する機運を醸成すべき。個々の企業が自らの「取引方針」を宣言・公表できる仕組みも必要</u></p>
<p><b>④未来投資会議</b> (2020.3)</p>	<p><b>【安倍首相】</b>三村会頭から意見のあった「取引価格への転嫁」を進めることが不可欠。梶山大臣と西村大臣を中心に、関係省庁と連携しながら、<u>大企業と中小企業の共存共栄に向けた取組みをしっかりと進めていただきたい</u></p>
<p><b>⑤未来を拓くパートナーシップ構築推進会議</b> (2020.5) 共同議長:梶山経産大臣、西村経財担当大臣／関係閣僚:厚労大臣、農水大臣、国交大臣／内閣官房:官房副長官／関係団体:日商・三村会頭、経団連・中西会長、連合・神津会長 で構成</p>	<p><b>【三村会頭】</b>「発注者と受注者の間」や「大企業の経営層と購買部門の間」にある取引価格の実態についての認識ギャップの解消に向け、経営者の意志が組織の末端にまで行き渡るよう、<u>経営者による「自主行動宣言」で取引適正化を進め、共存共栄関係を築いていく必要</u></p> <p><b>【梶山経産大臣】</b>「自主行動宣言」の仕組みにより大企業と中小企業の新たなパートナーシップを構築したい。<u>取引適正化だけでなく、企業間の連携促進やIT実装支援等も盛り込みたい</u></p> <p><b>【西村経財担当大臣】</b>サプライチェーン全体の取引適正化こそが日本経済を持続的な成長軌道へ戻し、経済の好循環継続のためにも不可欠</p>
<p><b>⑥パートナーシップ構築宣言</b> (2020.6)</p>	<p><b>【内閣府・中小企業庁】</b> 業界団体や経営者に『パートナーシップ構築宣言』の作成・公表を呼びかけ</p>

# 「価値創造企業に関する賢人会議」の概要

## 1. 会議設置の背景・経緯

【三村会頭】「大企業と中小企業の関係は(中略)、ともに悩み・育てる、新たな共存共栄関係へと移行し、国全体の生産性を高めていくことが必要」(2019/9/19日本商工会議所第130回通常会員総会)

【安倍首相】「大企業との取引構造のさらなる分析を深めて、ともに成長できる取引ルールのあり方を示していきたい」(2019/10/3未来投資会議)

【梶山経済産業大臣】「三村会頭とも相談しながら、中小企業の取引構造の改善を進める」(2019/10/29未来投資会議)

2019/12/3 第1回「価値創造企業に関する賢人会議」開催

2020/1/23 第2回開催、2/18 第3回開催「中間報告」取りまとめ

2020/3/5 未来投資会議で梶山経産大臣から安倍首相に報告

## 2. 委員 (11名)

(順不同・敬称略)

座長	三村明夫(中小企業政策審議会 会長/日本商工会議所 会頭)	
大企業	内山田竹志	(トヨタ自動車(株)会長)
	小林喜光	(株)三菱ケミカルホールディングス会長)
	柵山正樹	(三菱電機(株)会長)
	田渕正朗	(SCSK(株)会長)
	松崎 暁	(株)良品計画社長)
中堅・中小企業	海内美和	(海内工業(株)社長 / 板金加工 / 神奈川県横浜市)
	井口一世	(株)井口一世代表取締役 / 精密加工 / 埼玉県所沢市)
	塚本幹雄	(コマニー(株)会長 / パーティション製造 / 石川県小松市)
	渡邊弘子	(富士電子工業(株)社長 / 焼入・熱処理 / 大阪府八尾市)
金融	寺門一義	(株)常陽銀行会長)



左から、三村座長、梶山経済産業大臣、前田中小企業庁長官(1月23日)

## 3. 賢人会議における検討事項

### 1. 大企業と中小企業との取引構造の見直し

- (1)大企業と中小企業との「共存共栄モデル」の提示
- (2)業種別(自動車・電機・印刷・小売)の大企業と中小企業との格差分析

### 2. 個別取引の適正化

- (1)「振興基準」を活用した指導・助言の徹底
- (2)従来の3課題(価格決定・型管理・支払条件)に加え、新たな2課題(知財ノウハウの保護・働き方改革シワ寄せ)をパッケージにした対策の取りまとめ

## 4. 三村会頭の主な発言

- (1)中小企業はサプライチェーンを支える重要な役割。**大企業と中小企業との共存共栄関係の構築が、わが国経済の成長や競争力強化のためには重要。**
- (2)中小企業の「実質労働生産性」の伸びは大企業と遜色ないレベル。一方「**価格転嫁力**」は大企業に比べて顕著に悪化。結果、生産性向上により創出した付加価値の大部分が吸収されて名目的な生産性の伸びが低迷し、**労働生産性の格差が拡大。**
- (3)大企業と中小企業は“ONE TEAM”となって、**生産性向上の成果とコスト負担を適正にシェア**しつつ、**共に「価値創造」を目指すべき。**大企業は、Tier 2 以下も含め**「付加価値に基づく適正な取引価格」を尊重する機運を醸成**するとともに、**サプライチェーン全体の生産性向上を自らの課題と考**えて、**下請中小企業のデジタル実装に関し、技術や人材の支援**をしていただきたい。
- (4)価値に見合った製品・サービスを取引価格に反映させて売ることが必要。大企業と中小企業は共に「**良いモノを安く売る**」から、**イノベーションにより価値を創造し、「良いモノを“価値を反映した価格”で売る**」ことを目指すべき。
- (5)「**ホワイト物流推進運動**」のように、**個々の企業が自らの取引方針を宣言・公表**し、それに**政府が何らかの形で関与する仕組みが必要。**
- (6)オープンイノベーション推進による価値創造の際は、中小企業、特にスタートアップ企業にとっては**「知的財産・ノウハウの保護」が不可欠。**

# 「価値創造企業に関する賢人会議」における議論の概要

## 1. 各委員の主な発言

### 【大企業側】

- (1) 新たな価値創造や共存共栄関係の構築などの**好事例から、その要因の共通解を導き出すことで、中小企業も強くできるのではない**か。
- (2) **大企業と中小企業は対立構造でも上下関係でもない**。どちらが欠けても日本の産業は発展しない。**力を合わせて、中小企業の競争力を高めたい**。
- (3) **大企業は中小企業との共存共栄が自社の競争力向上につながる**と認識し、**自社人材を投入して、中小企業の生産性向上を支援すべき**。
- (4) 大企業も中小企業側の申し出に**耳を傾け、歩み寄る姿勢が必要**である。
- (5) **個社の自主行動宣言は、業界単位で宣言した方が実効性を確保できる**。



「価値創造企業に関する賢人会議」の委員(2019年12月3日)

### 【中小企業側】

- (1) 取引先と上下関係では上手いかない。パートナー関係になることが大事。
- (2) **中小企業側もしっかりと取引先にモノを言うことが大事**。大企業側には**中小企業が何でも言い出せる雰囲気づくり**をお願いしたい。
- (3) **取引価格が上がっていないため、適正化に向けた是正が必要**。例えば、**成果やコスト削減を取引先と「50/50 (フィフティ・フィフティ)」で分かち合い、前向きに手を取り合いながら共存共栄していくべき**。

- (4) 価値創造に向け、ホワイト物流推進運動のように、「**各社の取組方針や計画等**」を一定のフォーマットに則って「**アクション・プログラム**」のような形で公表し、それらを「**可視化・比較できる仕組み**」を設けてはどうか。その際、多くの企業への参加を促すため「**国による何らかの関与**」が必要である。

## 2. 梶山経済産業大臣の主な発言

- (1) **大企業と中小企業が「共存共栄」の関係を構築し、一丸となって「中小企業の競争力強化」に向けて取組むことが重要**。
- (2) 中小企業も価値を高めるための努力が必要で、**大企業も従来の取引慣行を是正**していく。
- (3) 「賢人会議」の検討成果は、経済産業省だけではなく、**関係省庁とも連携し、具体的な施策に落とし込んだうえで、政府の「成長戦略」にも反映**させる。
- (4) 以下を検討する。
  - ① 取引適正化について、「**ホワイト物流推進運動**」を参考に、**従来の業界団体による取組みに加え、新たに個社による取組みを促す仕組み**。
  - ② 取引適正化の浸透に向け「**直接の取引先を通じて、その先の取引先に働きかける**」など、**サプライチェーン全体の共存共栄を実現する仕掛け**。
  - ③ 利益率が高水準にあるドイツの中小企業と大企業が共存共栄関係を構築している取組みを参考に、**ドイツと政府・企業レベル間で交流を促進**。
  - ④ 個別取引の適正化に向け、「**振興基準**」において、**どのような場合に所管大臣が指導・助言を行うのか、考え方の明確化**。



議論の取りまとめをする梶山経産大臣(右/2月18日)

# 価値創造企業に関する賢人会議「中間報告」のポイント

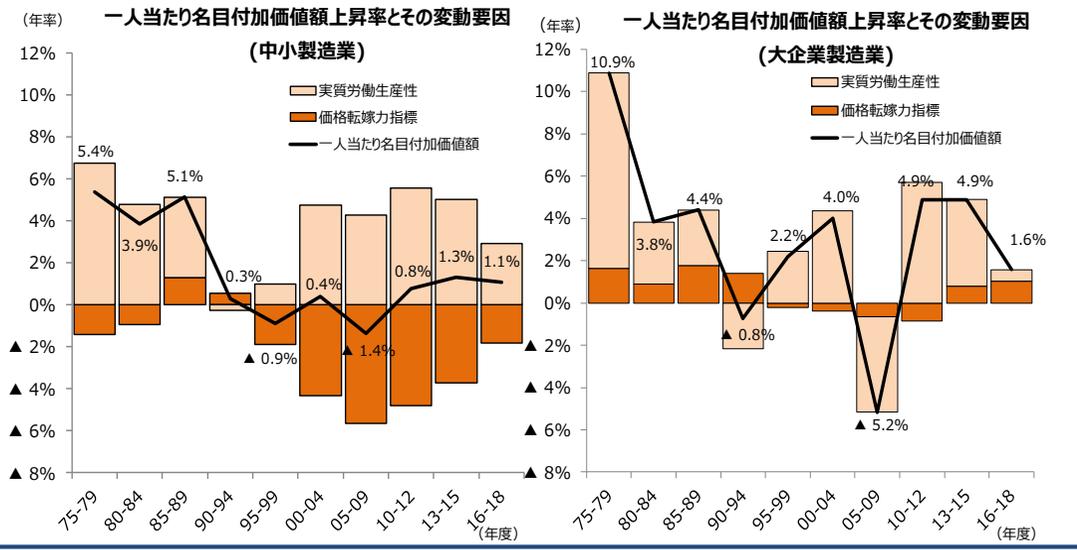
(中小企業庁資料をもとに日商事務局にて加工)

## 1. 価値創造について

- **グローバルな競争環境の変化**
  - 個人の価値観の多様化
  - 社会的課題解決への意識の向上
  - 国内の人口減少・世界的な人口増加
  - デジタル化の進展 など
- ➔ 企業が持続的に発展していくためには、コスト競争を通じた利益の最大化だけでなく、**最終ユーザーの個々のニーズに応える「価値」の創造が重要**に。

## 2. 取引構造の現状と課題

- 大企業と中小企業で、売上高や粗利益の伸び率に差
- 同じ中小企業であっても、**Tier1とTier2以下で大きな開き**
- 実質労働生産性の伸び率は中小企業でも大企業と遜色ない水準だが、**価格転嫁力指標の伸びがマイナスであるが故に、中小企業の生産性の伸び率が低迷**



## 3. 施策の方向性

### (1) 取引構造の課題と施策の方向性

#### 課題

- ①「安価・高品質」の追求だけでなく、社会課題解決などの「価値あるもの」を「相応の価格」で提供する必要あり
- ②業界団体による「自主行動計画」では、個社の取組が比較できない
- ③Tier1企業とTier2以下の企業では売上高の伸び率に開きあり(上記2. 図表を参照)

#### 施策の方向性

- ①**系列・規模を超えた連携の促進 (オープンイノベーション、M&A促進等)** と、ドイツ型の共存共栄モデルの取り込み (独の中小企業は高い利益率)
- ②**個社の「自主行動宣言」による取組の「見える化」**
- ③サプライチェーンの頂点企業を軸に、「Tier N」から「Tier N+1」に共存共栄を浸透

### (2) 個別取引の課題と施策の方向性

#### 課題

- ①発注側が協議に応じず、価格転嫁できない
- ②知的財産権の取扱いが不明確
- ③適正な対価を伴わない働き方改革の「しわ寄せ」

#### 施策の方向性

- ①「振興基準」に基づく指導・助言の徹底と、転嫁協議の促進
- ②知財専門の下請Gメン、契約の「ひな形」の作成
- ③下請Gメンによる指導、官公需発注の平準化

# 「中間報告」を受けた取組み

## 1. 政府の取組み

### (1) 「中間報告」公表と安倍総理の指示

- 2月28日 中小企業庁が「価値創造企業に関する賢人会議」の中間報告を公表。
- 3月5日 「未来投資会議」で梶山経産大臣から安倍総理に賢人会議の検討成果を報告。三村会頭も座長として報告。

**【安倍総理指示】**中小企業を含めた幅広い賃上げの実現には三村会頭からご意見のあった取引価格への転嫁を進めることが不可欠。梶山大臣と西村大臣を中心に、関係省庁と連携しながら大企業と中小企業の共存共栄に向けた取組みをしっかりと進めていただきたい。

### (2) 推進体制

#### 【未来を拓くパートナーシップ構築推進会議】

- 「振興基準」の遵守など個社による自主行動宣言を通じて、発注側たる大企業と受注側たる中小企業の協議を促進。サプライチェーン全体の生産性向上等の取組を推進し、共に成長できる持続可能な関係を構築する。
- 共同議長：梶山経済産業大臣、西村経済財政政策担当大臣  
関係閣僚：厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣  
内閣官房：西村官房副長官、岡田官房副長官  
関係団体：日商・三村会頭、経団連・中西会長、連合・神津会長
- 2020年5月18日に開催し、今夏の「成長戦略」「骨太の方針」に反映

業所管省庁（経産省、国交省、厚労省、農水省等）

業界団体

経営者

パートナーシップ  
構築宣言

取引対価見直し  
の協議の促進

【検討テーマ】

- サプライチェーン全体での共存共栄の浸透
- 経営者による「パートナーシップ構築宣言」の促進（振興基準の遵守）
- 労務費上昇に伴う取引対価見直しの協議促進（成長の果実の適正なバランスでの配分）

### (3) 中小企業庁等の対応

- 経営者による「パートナーシップ構築宣言」（宣言項目、HP掲載等）の実施
- 業界団体や経営者に対する「パートナーシップ構築宣言」策定の呼びかけ（要請文）
- イメージ戦略の展開（統一ロゴマーク作成、政府広報の徹底等）
- 全国主要都市での説明会開催（企業・支援機関とも対象）
- 「振興基準」の改訂、発動条件の検討等

## 2. 日本商工会議所が取組む普及策（案）

### (1) 「賢人会議の検討成果」や「事例集」等を各地商工会議所へ周知

- ⇒日商の会報誌、ホームページ、イントラネット等を通じた周知・普及
- ⇒日商の諸会議における周知依頼

### (2) 各地商工会議所を通じた経営者による「パートナーシップ構築宣言」への対応依頼

- ⇒日商の会報誌、ホームページ、諸会議等を通じた経営者による「パートナーシップ構築宣言」の周知・普及
- ⇒イントラネット、経営指導員メルマガ等を通じた商工会議所職員の理解促進
- ⇒各地商工会議所の会頭・副会頭会議や常議員会、議員総会、部会・委員会等において、役員・議員等に対して「パートナーシップ構築宣言」に対応いただけるよう依頼

# 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」(2020/5/18)の概要

## 1. 会議の趣旨

- 労務費等の価格転嫁に関し、下請中小企業振興法に規定する振興基準の遵守など個社による自主行動宣言を通じ、発注側たる大企業と受注側たる中小企業の協議を促進。サプライチェーン全体の生産性向上等の取組を推進し、共に成長できる持続可能な関係を構築する。

## 2. 構成員

- 共同議長：梶山経済産業大臣、西村経済財政政策担当大臣
- 関係閣僚：厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣
- 内閣官房：西村官房副長官、岡田官房副長官
- 関係団体：日商・三村会頭、経団連・中西会長、連合・神津会長

## 3. 三村会頭の主な発言内容

- 日本経済の強さは、大企業と中小企業が互いに支え合うことにあり、大中小の石が固く組み合わさった「石垣」に似ている。ただこの石垣も修復・再構築すべき時期が来た。
- 賢人会議では、**Society5.0時代に我が国の国際競争力を高めることが必要、大企業と中小企業が協力して「新たな価値を創造し」、「適正な取引価格の実現」により、サプライチェーン全体での「新たな共存共栄関係」の構築が必要**、と結論。
- 「**新たな価値の創造**」には、**系列や業種を超えた「オープンイノベーション」の推進が必要**。その際、異業種との連携が新たなビジネス機会を創造すると期待。そのためには、**中小企業の知財・ノウハウ保護が必要**。また**頂点企業は、サプライチェーン全体の競争力向上を自らの課題と考え、中小企業のデジタル化を支援する必要**。
- 「**取引価格の適正化**」について、**中小製造業は20年以上、労働生産性を3～5%伸ばしているが、価格転嫁が充分できず付加価値が減少し、結果として名目労働生産性の伸びが1%程度に留まり、設備投資や人件費上げが困難な状況が継続**。
- 特に、リーマンショックや超円高などで大企業が経営悪化の際は、取引価格の「**中小企業へのしわ寄せ**」が発生、現在に至っても未解決。**今般のコロナ禍で、同様の状況に陥るのを防ぐ必要**。
- 賢人会議では、「**発注者と受注者の間**」および大企業の「**経営層と購買部門の間**」に、**取引価格の実態に認識ギャップ**があることを確認。このギャップを埋め、**経営者の意志が組織の末端まで行き渡るよう、経営者による「自主行動宣言」で取引の適正化を進め、「振興基準」に基づく指導・助言を通じて是正し、共存共栄関係を築く必要**。宣言の実効性確保の工夫もお願いしたい。
- 日商では**全国515商工会議所の主要メンバーに宣言を呼びかける**。政府には**イメージ戦略を含む、実効性ある具体策と、実行・検証**をお願いしたい。



パートナーシップ構築推進会議で意見を述べる三村会頭(5月18日/テレビ会議形式)

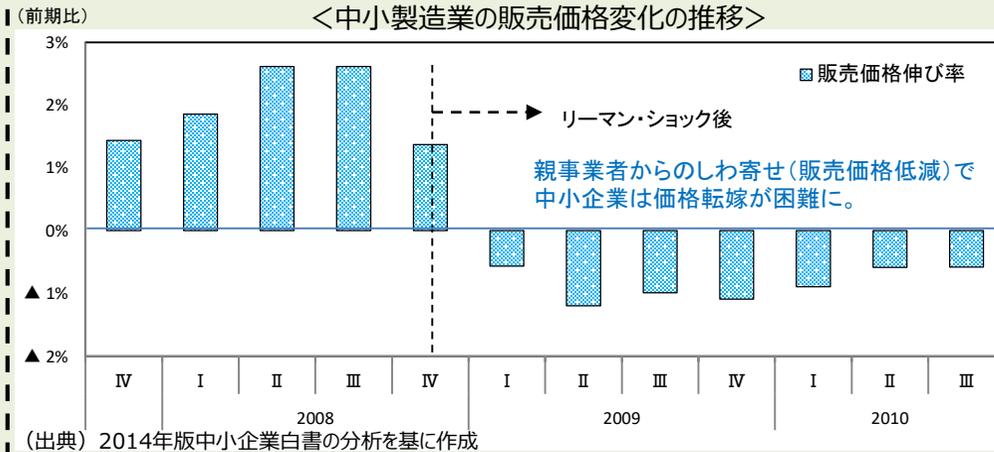
# 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」における主な資料

## 1. 未来を拓くパートナーシップの構築

- 当面の危機克服と、その後の経済の好循環実現に向け、大企業と中小企業が共に成長できる関係の構築を目指し、サプライチェーン全体の取引適正化と強靱化・高度化を促進する。

### (取引適正化)

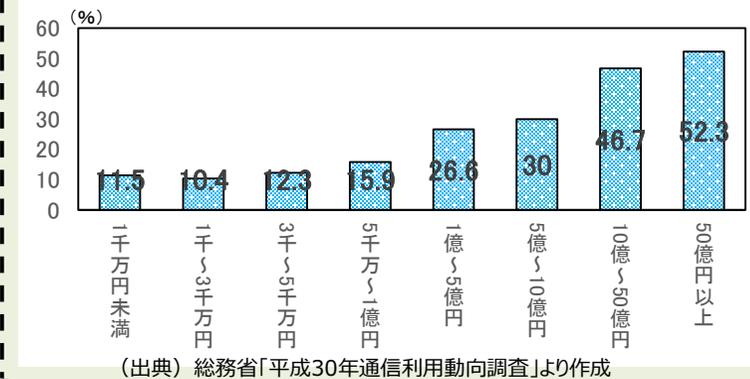
- 過去のリーマンショック等経営環境が極端に悪化した際、取引価格の「しわ寄せ」が強まった経緯があり、その再現を防ぐ必要。



### (強靱化・高度化)

- 中小企業は、大企業と比較して、テレワーク導入に遅れ。またFAXによる受注が残っており、在宅勤務が困難。業務継続への障害を軽減する必要。

<企業規模別にみたテレワークの導入状況>



- 労務費等の販売価格への転嫁を進めるなど取引適正化をサプライチェーン全体で進め、中小企業を含め、雇用・所得環境を改善させていく必要。

- 親事業者と下請事業者の望ましい関係を定めた「振興基準」の遵守など、個社による「パートナーシップ構築宣言」を通じて、中小企業と発注側たる大企業との価格交渉の協議等を促進。

- サプライチェーン全体への共通EDIや金融EDIの導入等を加速し、生産性向上につなげていく必要。

- 政府の生産性向上支援策も活用しながら、大企業の協力の下、テレワークやEDIの導入を始めとする中小企業のデジタル技術実装を進める。

## 2. 自主行動宣言による取組みを求める主な業種例

- 自動車・自動車部品 ●トラック運動 ●素形材 ●建設 ●機械製造（建設機械／産業機械／工作機械） ●建物サービス ●繊維
- 食品製造 ●電機、情報通信機器 ●流通（卸・小売） ●情報サービスソフトウェア ●飲食サービス 等

輝く日本を  
次代へ繋ぐ

